3　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の一月一日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第三百四十九条の三第十項から第十二項まで、第十六項から第十九項まで、第二十一項、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十八項から第三十一項まで、第三十三項及び第三十四項、附則第十五条第一項、第四項、第十三項、第十八項から第二十五項まで、第二十七項、第二十八項、第三十項、第三十二項、第三十六項、第四十項及び第四十四項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項、第五項及び第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下「平成十八年地方税法改正法」という。）附則第十三条第八項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年地方税法改正法」という。）附則第七条第二項、第三項、第六項から第八項まで及び第二十五項、平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年地方税法等改正法」という。）附則第十七条第五項及び第六項、平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第三項、第七項及び第十七項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項、平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項並びに平成三十一年地方税法等改正法附則第十六条第二項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（ただし、地方税法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで並びに附則第十五条第十九項、第三十項、第四十項及び第四十四項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第十五条第十九項本文に係るものにあつては五分の三、同法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで、附則第十五条第十九項ただし書、第三十項第二号及び第三号並びに第四十四項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第四十項に係るものにあつては五分の四、同条第三十項第一号及び平成二

3　家屋に係る基準税額は、地方税法第四百二十二条の概要調書による市町村ごとの木造、非木造別の家屋の当該年度の単位当たり平均価格に、前年度の一月一日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであつた家屋の床面積の木造、非木造別の合計面積（同法第三百四十八条及び附則第五十五条第二項の規定に該当するものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額から当該年度分の同法第三百五十一条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第三百四十九条の三第十項から第十二項まで、第十六項から第十九項まで、第二十一項、第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十八項から第三十一項まで、第三十三項及び第三十四項、附則第十五条第一項、第四項、第十三項、第十七項から第二十四項まで、第二十六項、第二十七項、第三十一項、第三十五項、第三十九項及び第四十四項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第十一号）附則第八条第三項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第十項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第八条第三項、地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第六条第三項、第五項及び第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第六条第五項及び第九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第八条第八項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下「平成十八年地方税法改正法」という。）附則第十三条第八項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年地方税法改正法」という。）附則第七条第二項、第三項、第六項から第八項まで及び第二十五項、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九号）附則第十一条第九項及び第十一項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五号）附則第七条第九項及び第十項、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下「平成十八年地方税法改正法」という。）附則第十三条第八項、地方税法の一部を改正する法律（平成十九年法律第四号）附則第六条第二項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第十条第四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年地方税法改正法」という。）附則第十一条第十九項及び第二十項、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年地方税法改正法」という。）附則第七条第二項、第三項、第六項から第八項まで及び第二十五項、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下「平成二十五年地方税法改正法」という。）附則第十一条第二項、平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第五項及び第六項並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第三項、第七項、第九項及び第十七項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（ただし、地方税法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで、附則第十五条第十八項及び第三十九項、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項並びに平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第十五条第十八項本文に係るものにあつては五分の三、同法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項まで、附則第十五条第十八項ただし書及び平成三十年地方税法等改正法附則第二十条第四項に係るものにあつては二分の一、地方税法附則第十五条第三十九項に係るものにあつては五分の四、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項に係るものにあつては三分の二として算定した